

十和田火山避難計画
(小規模噴火の場合)

(令和6年3月修正)
新旧対照表

) 冬期の場合

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山に臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。
これにより、宇樽部及び休屋地区に避難指示を発令します。
宇樽部地区の住民等は国道〇〇号を利用して〇〇へ、休屋地区の住民等は国道〇〇号を利用して〇〇へ直ちに避難してください。
また、観光客等の皆様は、警察、消防等の指示に従い、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 k m圏内の外側への避難をお願いします。

○想定火口範囲から4 k m圏内

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山に臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。
子ノロ地区にいる避難に時間を要する方々、また、観光客等の皆様は、避難の準備を始めてください。

④鹿角市

鹿角市は、気象庁から噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の発表等の連絡を受けた場合、直ちに住民等に対し、緊急速報メールや広報車等を活用して火山活動状況について周知する。また、想定火口範囲から4 k m圏内については、高齢者等は避難準備をするよう促す。

住民等への周知については、鹿角市として以下のとおり周知する。

○想定火口範囲から4 k m圏内

<住民向けの周知内容及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、鹿角市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山に臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。
噴火警戒レベルは1のままです。
噴火警戒レベルの引き上げに備え、十和田大湯の大平地区の住民の皆様は、避難の準備を始めてください。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

⑤小坂町

小坂町は、気象庁から噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の発表等を受けた場合、直ちに住民や観光客等に対し、緊急速報メールや防災行政無線等を活用して火山活動状況について周知する。そして、施設等から観光客等の情報を収集し、秋田県に伝達する。

また、想定火口範囲内には高齢者等避難（冬期は全員避難）を発令した上で、想定火口範囲内に位置する施設等に対し避難誘導等を依頼するとともに、住民等に対しては戸別訪問を行い、避難を推奨する（冬期は避難誘導を実施）。さらに、住民等の避難状況や施設の閉鎖状況等を確認し、秋田県へ情報提供する。

) 冬期の場合

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山に臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。
これにより、宇樽部及び休屋地区に避難指示を発令します。
宇樽部地区の住民等は国道〇〇号を利用して〇〇へ、休屋地区の住民等は国道〇〇号を利用して〇〇へ直ちに避難してください。
また、観光客等の皆様は、警察、消防等の指示に従い、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 k m圏内の外側への避難をお願いします。

○想定火口範囲から4 k m圏内

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山に臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。
子ノロ地区にいる避難に時間を要する方々、また、観光客等の皆様は、避難の準備を始めてください。

④鹿角市

鹿角市は、気象庁から噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の発表等の連絡を受けた場合、直ちに住民等に対し、登録制メール等を活用して火山活動状況について周知する。また、想定火口範囲から4 k m圏内については、高齢者等は避難準備をするよう促す。

住民等への周知については、鹿角市として以下のとおり周知する。

○想定火口範囲から4 k m圏内

<住民向けの周知内容及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、鹿角市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山に臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。
噴火警戒レベルは1のままです。
噴火警戒レベルの引き上げに備え、十和田大湯の大平地区の住民の皆様は、避難の準備を始めてください。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

⑤小坂町

小坂町は、気象庁から噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の発表等を受けた場合、直ちに住民や観光客等に対し、緊急速報メールや防災行政無線等を活用して火山活動状況について周知する。そして、施設等から観光客等の情報を収集し、秋田県に伝達する。

また、想定火口範囲内には高齢者等避難（冬期は全員避難）を発令した上で、想定火口範囲内に位置する施設等に対し避難誘導等を依頼するとともに、住民等に対しては戸別訪問を行い、避難を推奨する（冬期は避難誘導を実施）。さらに、住民等の避難状況や施設の閉鎖状況等を確認し、秋田県へ情報提供する。

<小坂町>

【現行】

避難所	住所	連絡先	面性 (m2)	収容人数 (人)
小坂町交流センター	秋田県鹿角郡小坂町小坂字砂森7-1	0186-29-2069	5,045	702
向陽体育館	秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1	0186-29-2069	1,892	300
小坂高等学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字館平66-1	0186-29-3065	12,447	655
小坂小学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字赤神4-1	0186-29-2422	5,641	230
道の駅こさか七滝 滝の茶屋 孫左衛門	秋田県鹿角郡小坂町上向字藤原35-3	0186-29-3777	311	24

キ 登山者及び観光客等の避難誘導

登山者及び観光客等の避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内の外側への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要な車両の確保についても検討する。

①青森県

青森県は十和田市と協議し、観光客等を移送する車両等を手配する。また、防災ヘリ等を利用して避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内に近づかないように呼びかける。

②秋田県

秋田県は小坂町と協議し、登山者及び観光客等を移送する車両等を手配する。また、防災ヘリ等を利用して避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内に近づかないように呼びかける。

③十和田市

十和田市は、防災行政無線や緊急速報メール等を利用して観光客等に避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内に近づかないように呼びかける。

また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内に位置する施設従業員と連携し、想定火口範囲内に近づかないように呼びかけるとともに、想定火口範囲内にいる観光客等は避難するよう促す。

【修正案】

<小坂町>

避難所	住所	連絡先	面積 (m2)	収容人数 (人)
小坂町交流センター	秋田県鹿角郡小坂町小坂字砂森7-1	0186-29-2069	5,045	702
向陽体育館	秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1	0186-29-2069	1,892	300
小坂高等学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字館平66-1	0186-29-3065	12,447	655
小坂小学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字赤神4-1	0186-29-2422	5,641	230
道の駅こさか七滝 滝の茶屋 孫左衛門	秋田県鹿角郡小坂町上向字藤原35-3	0186-29-3777	311	24

キ 登山者及び観光客等の避難誘導

登山者及び観光客等の避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内の外側への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要な車両の確保についても検討する。

①青森県

青森県は十和田市と協議し、観光客等を移送する車両等を手配する。また、防災ヘリ等を利用して避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内に近づかないように呼びかける。

②秋田県

秋田県は小坂町と協議し、登山者及び観光客等を移送する車両等を手配する。また、防災ヘリ等を利用して避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内に近づかないように呼びかける。

③十和田市

十和田市は、防災行政無線や緊急速報メール等を利用して観光客等に避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内に近づかないように呼びかける。

また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内に位置する施設従業員と連携し、想定火口範囲内に近づかないように呼びかけるとともに、想定火口範囲内にいる観光客等は避難するよう促す。